

【様式6-1】

複数年契約点検結果【競争性のない随意契約】

独立行政法人名： 土木研究所

(単位:円、人)

No.	契約名称及び内容	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約期間	月数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	予定価格	契約金額	落札率	公益法人等との契約は再委託率(%)	左記再委託がある場合は、契約規定の有無	再就職の役員の数(注13)	点検前の状況(注6)						点検前に自ら改善することとした内容(注7)				点検結果							
													随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	競争性のない随意契約によらざるを得ない事由	競争性のない随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	競争性のある契約への移行予定の有無	競争性のある契約への移行予定があるが現時点で移行困難な理由	競争性のある契約への移行予定年限	競争性のある契約方式への移行	競争性のある契約方式への移行	その他見直し	左記の具体的内容(改善点なしの場合その理由)	公益法人等との再委託に関するもの(注11)	契約価格の妥当性に関するもの(注11)	契約監視委員会等からの指摘事項(点検前の改善に対する評価、指摘がない場合はその理由)	公益法人等との再委託に関するもの(注11)	契約価格の妥当性に関するもの(注11)	指摘事項等に対する具体的取組み	公益法人等との再委託に関するもの(注11)	契約価格の妥当性に関するもの(注11)
1	資源循環試験施設発電装置借り上げ(単価契約)	契約職 独立行政法人土木研究所農地土木研究所 所長 宮本秀貴 札幌市豊平区平岸1条3丁目1-34	H19.08.27	H19年10月1日～ H23年3月31日	42 力月	(株)土谷特殊農機具製作所 帯広市西21条北1丁目3番2号	¥33,810,000	¥33,736,500	99.78%				会計規程第52条第4項第1号	別海町に建設されたバイオガスパラント(別海資源循環試験施設)に最適な発電機の仕様を満たす発電機ユニットを取り扱っている道内で唯一の業者であり、また、短間隔の定期的な保守点検及び不調発生時の迅速な対応が可能のため(技術者が近傍に常駐)。	18	無					平成22年度限りで廃止(移譲等)が予定されていることから、具体的取り組みを要しないため。				随意契約の理由を点検した結果、随意契約によらざるを得ない契約である。					

(注1) 平成19年度以前に締結された契約期間が12か月を超える案件(12か月は含まない)で、平成21年4月1日時点においても契約が継続中の案件について記載する。

(注2) 点検対象となる契約は、競争性のない随意契約であったものとする。

(注3) 予算決算及び会計令で定めている額以下の予定価格で随意契約(いわゆる少額随契)とするものは除く。

(注4) 単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。

(注5) 競争性のある契約とは、「一般競争契約」「指名競争契約」「企画競争」「公募」のことをいう。

(注6) 「点検前の状況」欄には、平成21年1月6日行政管理局発出事務連絡で公表を要請した、様式1又は様式2に則して記載すること。(区分については、別添区分表の番号を記載すること。)

(注7) 該当する見直し欄いずれか1箇所に"○"を記載し、具体的内容を記載すること。

(注8) 平成21年1月6日行政管理局発出事務連絡で公表を要請した、様式1に掲載している契約について、移行年限を前倒しすることとしたものについて記載。

(注9) 点検の結果、指摘を受けた場合、当該契約において本来あるべき契約方式を(注5)の分類で記載すること(複数の可能性がある場合、1「一般競争契約」、2「指名競争契約」、3「企画競争」、4「公募」の優先順で1つを記載すること。複数記入不可。)

(注10) 「見直し区分」欄には、指摘事項等を、1.「競争性のある契約に移すべきもの」、2.「その他の見直し」と分類し、その番号を記載すること。(様式5-1)の数値と整合性を取る。

(注11) 「点検前に自ら改善することとした内容」、「契約監視委員会等からの指摘事項」、「指摘事項等に対する具体的取組み」において、公益法人等との契約における再委託に関する内容及び契約価格の妥当性に関する内容が含まれる場合は、具体的内容を記載した上、「公益法人等との再委託に関するもの」及び「契約価格の妥当性に関するもの」欄にそれぞれ"○"を記載すること。

(注12) 契約相手が公益法人等の場合は"○"を記載すること。公益法人等とは、独立行政法人会計基準に示される「特定関連会社」、「関連会社」及び「関連公益法人」並びに「関連公益法人以外の公益法人(特例民法法人、(公益、一般)財団法人、(公益、一般)社団法人、社会福祉法人、NPO、技術研究組合等)」をいう。

(注13) 契約相手方が、(注12)の公益法人等である場合、当該公益法人等に当該独立行政法人の常勤職員であったものが、役員として、平成22年1月1日の時点で在籍していれば、その人数。